

「リフォネット」の商標について（ご注意）

「リフォネット」の名称及びロゴマークは、平成 15 年 7 月 25 日付けをもって、当財団が商標の登録を行っております（登録第 4694468 号）。商標登録にかかる「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」は、「第 37 類 住宅のリフォーム工事に関する情報の提供」となっています。

「リフォネット」のメニューの一つである「リフォネット事業者情報提供事業」は平成 24 年 3 月 31 日をもって終了いたしました。住宅リフォームの情報提供サイトである「リフォネット」は今後も継続していく予定です。

したがって当財団の許可なく「リフォネット」の商標を商品・サービス、カタログ、ホームページ等に使用することはできません。

また、商号の使用についても当財団の許可なく使用した場合は、不正競争防止法に抵触する恐れがあると考えられますので、ご注意ください。